

## 平成 19 年度事前評価実施結果報告書

評価実施時期：平成 19 年 8 月

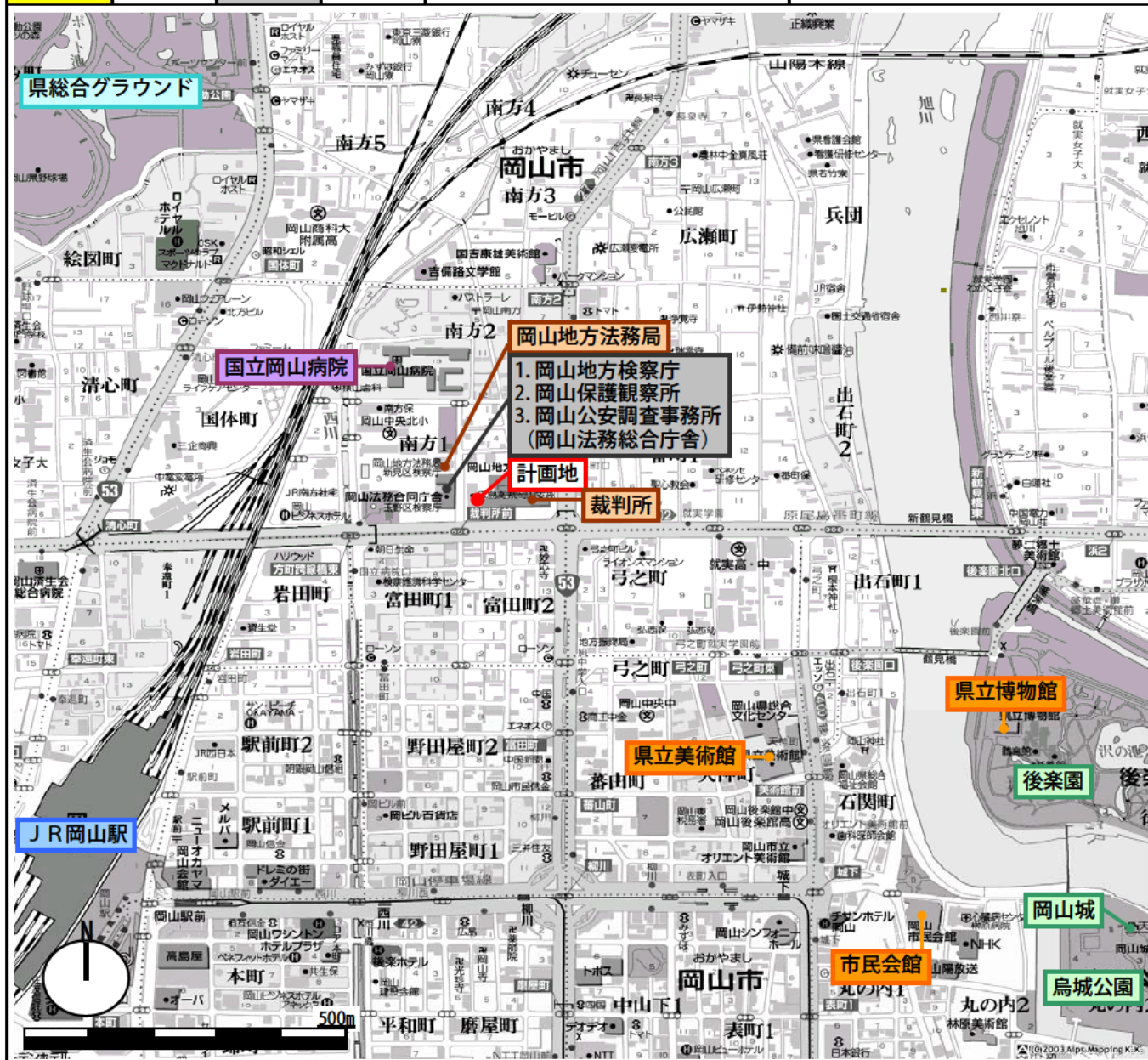
- 14 - (2)

<b>評価対象</b>	施設の整備（岡山法務総合庁舎新営工事）
<b>所管部局</b>	大臣官房施設課
<b>評価方式</b>	事業評価方式
<b>事業等の内容</b>	<p>1. 課題・ニーズ 既存施設は、老朽・狭あいのため、行政事務の円滑な遂行に支障を来している。</p> <p>2. 目的・目標 新営の必要に迫られている法務総合庁舎を整備し、業務効率の改善、利用者へのサービスの向上を図るものである。</p> <p>3. 具体的内容                  (1) 事業場所 岡山県岡山市南方一丁目 8 番 4 2 号                   (2) 延床面積 10,624 m<sup>2</sup>                   (3) 入居庁 広島高等検察庁岡山支部                            岡山地方検察庁                            岡山保護観察所                            岡山公安調査事務所</p>
<b>評価手法等</b>	<p>「法務省大臣官房施設課における事業評価の概要」のとおりである。</p> <p>なお、事業費要求段階（平成 20 年以降の予定）に費用対効果分析まで含めて総合的に評価することとしている。</p>
<b>評価の内容</b>	<p>1. 事業の緊急性に関する評点が 100 点以上であること                  事業の緊急性 : 108 点                  ・既存庁舎は老朽、狭あいである。</p> <p>2. 計画の妥当性に関する評点が 100 点以上であること                  計画の妥当性 : 133 点                  ・現予定地での新営整備は、関係官署との交通至便かつ必要な駐車場も確保でき好立地条件。</p> <p>以上 1, 2 より、新規採択事業としての要件を満たしていると評価できる。</p>
<b>備考</b>	

岡山法務総合庁舎新営工事  
事業評価資料

# 1 計画地周辺状況

凡例		主要施設	
	行政施設		医療施設
	文化施設		商業施設
	スポーツ施設		交通施設
	学校施設		公園等
	福祉施設		現状施設



官署No.	官署名称	アプローチ	
		[電車]	[バス]
1	岡山地方検察庁 (高検支部, 地検, 区検)	J R 岡山駅より徒歩 15 分	
2	岡山保護観察所	同上	
3	岡山公安調査事務所	同上	
(計画地)	岡山法務総合庁舎	J R 岡山駅より徒歩 15 分	

2 整備方針

検察庁		
目的	方針	
検察業務の質的・量的変化への対応	来庁者対応機能の充実 検察業務への理解	情報提供スペース・情報公開窓口の拡充 ・確定記録等の閲覧スペースの確保 ・情報提供スペースの充実 相談機能の充実 ・被害者支援相談室を充実 ・プライバシーの配慮 ・ホットライン等の充実 パリアフリー化 ・身障者・高齢者及び婦人・子供のための機能の充実 駐車場の拡充 ・駐車台数の増加 ・外部からの視線が届かない降車場の設置
	被害者への配慮	被害者の保護 ・専用出入口の設置 ・性犯罪被害者のためのカウンセリング室の設置 ・専用待合室の設置 ・被害者支援相談室の設置 ・被害者の心情及びプライバシーへの配慮 ・被疑者と交わらない経路計画
	業務効率・検察官支援機能の充実	調室機能の充実 ・調室の狭あいの解消 ・調室の増加 ・捜査資料等検討スペースの確保
		付随機能等の充実 ・各待合室・控室の充実(通訳人控室等) ・調室補助機能の充実 ・警察官等の捜査関係者の同行室の拡充 ・係検事室等の関係機関(警察等)との打合せスペースの確保
		窓口機能の充実 ・事件の受理窓口等の充実 ・罰金等の徴収窓口及び待合室の充実 ・証拠品受入検討室の充実
		研修機能の充実 ・専用会議室の充実 ・研修室・講師控室の充実
		保管機能の充実 ・証拠品庫・記録保管庫・資料室のスペースの拡充 ・証拠品庫・記録保管庫・資料室の位置及び搬送経路の改善 ・セキュリティーの充実 ・適切な保存機能の確保(空調設備等の設置等) ・証拠品受入検討室の設置 ・証拠品閲覧・還付室の設置
	防犯性の向上	被疑者専用経路・待合室等の充実・確保 ・被疑者専用経路の確保 ・被疑者専用待合室の確保

計画理由	内容	100	90	80	70	60	50	40	備考	評点
老朽	木造	保安度2.500以下 現存率50%以下又は経年、被災等により構造耐力が著しく低下し、非常に危険な状態にあるもの	3,000以下 現存率60%以下 同左	3,500以下 現存率70%以下 同左	4,000以下 現存率80%以下 同左	4,500以下	5,000以下	6,000以下	災害危険地域又は気象条件の極めて過酷な場所にある場合、10点加算する。	90
	非木造									
狭あい	庁舎面積	面積率0.50以下	0.55以下	0.60以下	0.65以下	0.70以下	0.75以下	0.80以下	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新営の主な理由として取り上げる。	8
借用返還	立退要求がある場合		借用期限が切れ、即刻立退きが必要なもの		期限付きの立退要求のもの		なるべく速やかに返還すべきもの			
	返還すべき場合、関係団体より借上げの場合又は借料が高額の場合			緊急に返還すべきもの			なるべく速やかに返還すべきもの			
分散	事務能率低下、連絡困難			2か所以上に分散、相互距離が1km以上で(同一敷地外)、業務上著しく支障があるもの		2か所以上に分散、相互距離が300m以上で(同一敷地外)、業務上非常に支障があるもの			同一敷地内に分散、業務上支障があるもの	
都市計画の関係	街路、公園及び区画整理等都市事業施行地計画	周囲が区画整理等施行済みで当該施行区だけが残っているもの	区画整理等施行中で早く立退かないと妨害となるもの		区画整理等が事業決定済みであるもの(年度別決定済)				区画整理等が計画決定済みであるもの	
	地域性上の不適			都市計画的にみて、地域性上著しい障害のあるもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度50点以下のもの	防火度60点以下	都市計画的にみて、地域性上著しい障害のあるもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度70点以上のもの	防火度80点以下		都市計画的にみて、地域性上著しい障害のあるもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度100点未満のもの	
立地条件の不良	位置の不備			位置が不適当で業務上非常な支障を来しているもの又は公衆に非常に不便を及ぼしているもの		位置が不適当で業務上非常な支障を来しているもの又は公衆に不便を及ぼしているもの			位置が不適当で業務上又は環境上好ましくないもの	
衛生条件の不良	地盤の不備	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が可能な近いもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が著しく困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が困難なもの			地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理上好ましくないもの	
	必要施設の不備	施設が不備のため業務の遂行が著しく困難なもの		施設が不備のため業務の遂行が困難なもの		施設が不備のため業務の遂行に支障を来しているもの			施設が不備のため業務上好ましくないもの又は来訪者の利用上著しく支障があるもの	
施設の不良	採光、換気不良			法令による基準よりはるかに低いもの		法令による基準より相対的に低いもの			法令による基準以下で新設新営の主理由として取り上げない。	
法令等	法令等に基づく整備	法令、閣議決定等に基づく整備が必要なもの							国の行政機関等の移転及び機構統廃合等に適用する。ただし、機構統廃合による場合は主理由として取り上げない。	
加算点(法務総合庁舎計画)										10
主要要素										108
従要素										

4 冊業の処正注

分類	項目	係数	1.1	1.0	0.9	0.8	0.7	0.5	評点
位置	用地取得の見込み	取得済み		国有地の所管替え予定、 公有地等の借用予定、 建設までに用地取得の計画 有り、又は民有地を長期 賃借可能なもの			建設までの用地取得計画 が不明確	敷地未定	1.0
		災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環 境保全上良好	自然条件の不備を技術的 に解消できる		自然条件が災害防止・環 境保全上やや支障がある		自然条件が災害防止・環 境保全上著しい支障があ る	1.1
	アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整 備済み	整備の見込み有り					整備の見込みなし	1.1
	都市計画・土地利用計画 との整合性	都市計画・土地利用計画 等に積極的に貢献	都市計画等との整合	条件整備により都市計画 等との整合が可能				都市計画等と整合しない	1.1
規模	敷地形状		敷地が有効に利用できる 形状であり、安全・円滑 に出入りできる構造の道路 等に隣接している			敷地が有効に利用できる 形状ではない	安全・円滑に出入りできる 構造の道路等に隣接して いない		1.0
		建築物の規模	業務内容に応じ、適切な 規模が設定され、敷地の 高度利用について配慮し ている	業務内容に応じ、適切な 規模が設定されている		規模業務内容との関連が 不明確		規模未定	1.1
	敷地の規模	駐車場、緑地等に必要な 面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切 な規模となっている	駐車場等の確保に支障が ある					1.0
構造	単独庁舎としての整備条 件		単独庁舎計画としての整 備が適当	単独庁舎計画としての整 備が適当			合同庁舎、法務総合庁舎 計画との調整が必要	合同庁舎、法務総合庁舎 計画としての整備が必要	1.0
		合同庁舎、法務総合庁舎 としての整備条件	合同庁舎、法務総合庁舎 としての整備条件が適当	合同庁舎、法務総合庁舎 としての整備条件が適当				合同庁舎、法務総合庁舎 計画としての整備条件が 整っていない	1.0
	機能性等	適切な構造として計画さ れている	標準的な構造として計画 されている。又は、特殊 な施設で必要な機能等が 満足される計画である		適切な構造として計画さ れていない			標準的な構造が確保でき ないおそれがある。又は、 特殊な施設で必要な 機能が満足されないおそ れがある	1.0
評点（各係数の積×100倍）									133
		該当する項目							